

交付金等の算出方法

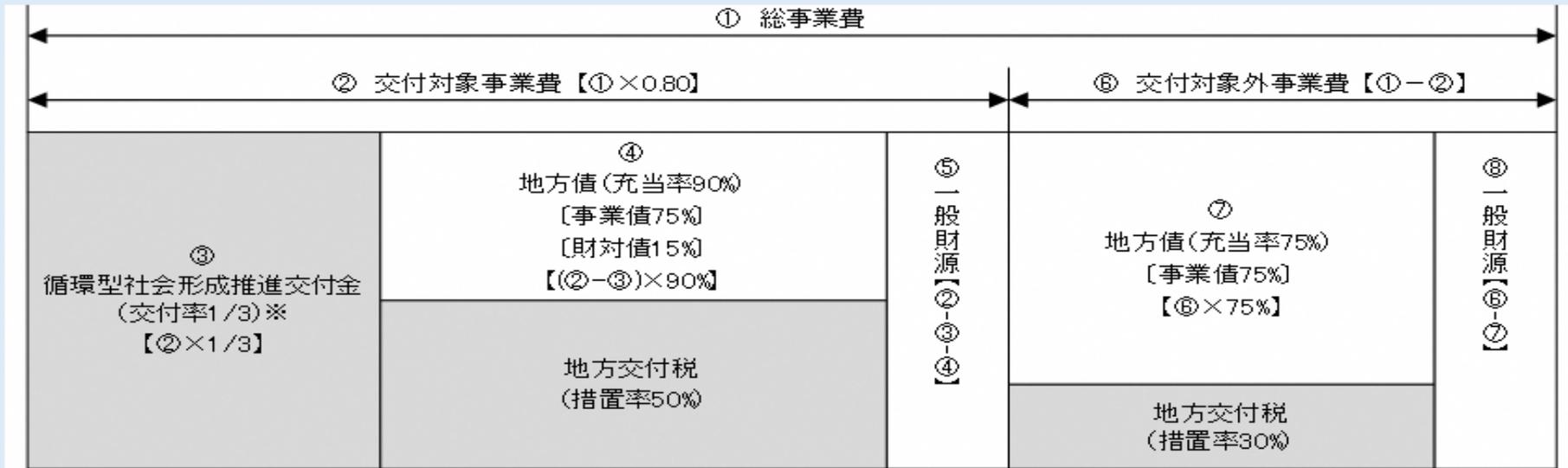
1. 交付金等の算出方法

各ケースにおいて、循環社会形成推進交付金や起債の活用が可能であり、これにより、実質負担額が減少するので、これらに関する情報を整理する。

(1) 施設の新設に係る建設工事及び基幹的設備改良工事

これらの工事は、循環型社会形成推進交付金及び起債の対象となる。

なお、各工事の交付対象事業費は総額の80%として設定する。



※焼却+メタンガス化施設の③循環型社会形成推進交付金の交付率は1/2とする。

(2) 現有施設の修繕

現有施設の修繕は、起債の対象となる。

第二工場とリサイクルプラザは、1.5億円以上の計画的な修繕が見込め、重点化等事業とすることが可能だが、第一工場は基幹的設備改良工事を行うため、これが見込めない（単独事業の扱い）。

一般廃棄物施設の地方債充当率及び元利償還金に対する交付税措置の算入率は次のとおり。

- ・ 重点化等事業（第二工場、リサイクルプラザ） 充当率90% 措置率50%
- ・ 単独事業（第一工場） 充当率75% 措置率30%